

平成30年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「31,800円」を「37,560円」に改め、同項第2号および第3号中「47,700円」を「56,340円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「67,610円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「75,120円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「90,140円」に改め、同項第7号中「82,680円」を「97,660円」に改め、同項第8号中「95,400円」を「112,680円」に改め、同項第9号中「108,120円」を「127,700円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「28,620円」を「33,810円」に改める。

第15条第3項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成30年度から平成32年度までの保険料率を定め、および第2号被保険者の配偶者等が被保険者の資格等に関する調査に正当な理由なく応じない場合に過料を科すこととするため